

■両立支援等助成金について

○両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援））について、事業主初の当該助成金申請対象者の育児休業復帰後、6か月が経過する前までにくるみん認定を受けた企業は、一の年度の上限人数（10人）にかかわらず、1企業当たり令和8年度まで延べ50人までを限度に受給することができます。詳細は以下のURL、QRコードよりご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



内閣府からのお知らせ

■「くるみん助成金」について

○「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（内閣府所管助成事業））もぜひご活用ください（令和3年10月から令和9年3月まで）。※「トライくるみん認定」は対象外です。

○事業の詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>



■働き方改革推進支援資金について

○「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、このうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

○働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

